

2024年7月21日に行われた「2024 高齢者オンラインセミナー」後のアンケートの質問に講師の井上貴詞先生がお答えくださいました。ご活用ください。

Q-1. 「代弁者」は家族等に含まれるのか。それとも本人に該当するのでしょうか。「代弁者」は本人が認証しなくてもいいのでしょうか。恐らくうまく意思表示できなくなる段階で「代弁者」が必要になると思われるので。

A-1. 「家族等」に代弁者は含まれます。いつ意思表示できなくなるかもしれないので、その前に決めておこうという考え方が「人生会議」です。お話したように、お元気なうちから始めるのが本来の人生会議の趣旨です。

もし話し合われていなかった場合、長年連れ添ってきた配偶者などが代弁者にふさわしいでしょう。ですが、そうでない場合も時にあります。

本人の意思の推定や代弁者は、コアになる人が必要でも、できればその人を支えるチーム全体で考えていくことが大事になります。終末期の医療依存度が強い場合は、医師や看護師の説明、助言に耳を傾けるのが大切です。しかし、その人にとって「いのちよりも大切なもの」といえるものが時に存在します。医療法に照らして医療従事者は、生命をまず尊重しますが、こうした場合は、代弁者の役目が大きくなります。

もし、本人に配偶者からの暴言や暴力があれば、ただちに引き離し、入院や入所を勧めるでしょう。しかし、乱暴に見える配偶者との関わり以上に、最後まで自宅で過ごすことにその人らしさと尊厳やプライドが詰まっている場合もあります。何でもかんでも無理やりに離し、本人の意思と裏腹に病院や施設に入れてしまうことは、本人にとって支援者からの虐待と受け止められることもあります。まさにチームでの意思決定支援が大事な場面です。

生活支援は、良き介護支援専門員に出会うことも重要なポイントです。どうすれば、制度を理解し、良き介護支援専門員との出会いに導かれるか、次の機会にみなさまと分かち合えればと思います（ここは井上の一歩の専門です。資料には、付録として介護支援専門員の選び方について残しました）。

Q-2. 「人生会議」を主導するのはだれでしょうか。本人から申し出て家族や介護関係者などを集め、牧師に同席してもらおうのでしょうか。牧師が声をかけて、本人に家族や関係者を集めてもらい話し合いをリードするのでしょうか。

A-2. 人生会議は、本人が自ら考え、判断できるのであれば、本人がまずアクションしていけばよいでしょう。セミナーの中でもお話したように、第一段階の健康な内に自分のエンドステージをどうするかは、家族、牧師、信頼できる友人などと話し合っておくと良いでしょう。それが土台になって、健康を崩し、障がいを負うようになった時の次の

段階の人生会議に移行します。そこでは介護支援専門員はじめ、様々な医療・介護の職種チームと一緒に考える段階です。

そして、第3段階の看取り期に入ると、医師が主導していくことが多いですが、スピリチュアルケアとして教職者、クリスチャンの友人とその意思決定支援チームに入れればベストです。家族は大事ですが、本人の意向と家族の意向が相反したり、家族の意見がばらばらになったりすることもあるので、クッション役、ガード役、調整役も必要になります。

Q-3. 最後の PV「任意成年後見人」のインパクトが大きかったのですが、認知症になると本人でも貯金が落とせなくなるというのは、どういう場合でしょうか。寝たきりで意思表示できなくなっても貯金がおろせている事例を知っています。あの PV を見ると、すべての人が自分の親に対して「任意成年後見人」を選定するように進めなければならないように思えました。よろしくをお願いします。」

A-3. 認知症になったり、寝たきりで意思表示できなくなったりしても、カードと暗証番号がわかれば、家族が ATM でお金をおろすことはできるでしょう。「貯金が下ろせる事例」とはそういう事例ではないでしょうか。

しかし、一気に現金で全財産を取り戻そうとして、口座を解約しようとしたりする場合、本人の判断能力が著しく低下している場合は、家族であっても本人の代理はできません。

施設入所や定期的に施設利用に費用のお金が落ちるようにしたりすることは、まだまだ家族の代理でできてしまう施設が多いですが、とにかく家族であっても、詐欺や搾取をする事件も増えており、今後厳しくなってくる可能性はあります。

だれが後見人に選定されるかわからない法定後見制度ですが、家族が申請すればすんなり家族が後見人に家庭裁判所が選定する場合があります（この場合も、家族が老親の財産をひとり占めしようとしてきょうだいに黙って偽装文書を作り、家裁に申請したら通ってしまったなんていうケースがありましたので要注意です）。ですが、地域によっては後見申請した家族が、家族でない方を家裁が後見人指定するケースも散見されます。

任意後見制度は、確実に本人が指名しておきたい家族や友人がいるなら、活用のメリットは小さくありません。しかし、申請時の鑑定や公証役場に足を運ぶことなど、出費も手間も必要です。そして、後見人に払うべき費用の発生もあります。どちらかといえば、財産、不動産を持っている人向けの制度ともいえます。

法定後見人がいないと、契約を締結しない介護事業所、介護施設も今後はいっそう増えてくる可能性もあります。老後一人になってしまう可能性が高い人も、任意後見はからだか動くうちの備えとしての選択肢です。

セミナーでの動画は、かなり宣伝に力を入れていますが、実際の公証役場の方は、お金儲けにやっているわけではないので、説明を受けるだけでも足を運んでみるメリットはあります。老親と公証役場に行って、まず説明を受け、考える機会・話し合う機会も持つのも人生会議のひとつです。

使うかどうかを判断するのは、そうした話し合いや検討をしてからでも遅くありません。但し、認知症が出てきている場合は、任意後見制度は申請できなくなります。医師の精密な診断が出ていなくも、要介護状態になっていれば介護支援専門員に相談してみると良いでしょう（逆に家族は認知症になっていると考えていても、客観的にみれば任意後見制度の対象となる場合もあります）。